

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	3-1
処分の種類	都道府県ナースセンターに対する監督命令			
根拠法令条例 等・条項	看護師等の人材確保の促進に関する法律第18条			
処分の概要	都道府県ナースセンターに対する監督命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難であるため)</p> <p>【参考】看護師等の人材確保の促進に関する法律第18条 第18条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、都道府県ナースセンターに対し、監督上必要な命令をすることができる。</p>			
基準の制定根拠				